



お盆期間中のごみ収集日のお知らせ

月 日	曜 日	燃えるごみ	燃えないごみ	一般ごみの 持ち込み	事業系ごみの 持ち込み
8月12日	月	通常収集	休み	休み	通常受付
8月13日	火	通常収集	通常収集	通常受付	通常受付
8月14日	水	休み(※1)	休み	休み	休み
8月15日	木	休み	休み	休み	休み
8月16日	金	休み	休み(※2)	休み	休み
8月17日	土	休み	休み	休み	休み
8月18日	日	休み	休み	午前のみ受付	休み

(※1) 8月14日(水)が週1回の燃えるごみの収集日となっている、綾里(小石浜、砂子浜)、越喜来(川内)、吉浜(後山、増館)は、通常どおり収集します。

(※2) 8月15日(木)が月1回の燃えないごみの収集日となっている、吉浜(炭あ沢～大野～中通～後山～扇洞)は、16日(金)に振替収集します。



大船渡市男女共同参画情報

——いきいき通信では、男女共同参画に関する情報をお知らせします。



編集・問い合わせ先＝男女共同参画室
TEL 0192-27-3111(☎内線278) FAX 0192-27-8878



市は、持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて各種取り組みを推進しています。

ジェンダーギャップ指数 日本は118位

世界経済フォーラム(独立・非営利団体)では、各国における男女格差を数値化したジェンダーギャップ指数を調査し、毎年発表しています。

指数は、政治・経済・教育・健康の4分野で、男女比の差が小さいほどよい傾向であるとされています。

日本は146カ国中118位(昨年125位)で、少し順位が上がりましたが、まだまだ差が大きい状態であることが明らかとなっています。

日本の評価(100%で男女平等)

総合	66.3%	118位
政治	11.8%	113位
経済	56.8%	120位
教育	99.3%	72位
健康	97.3%	58位

おおふなと市民ミーティングを開催します

若い世代や事業者の皆さんなどを中心に、働き方やワーク・ライフ・バランス、若者の地元定着などについて自由に話し合しましょう。

新たな視点が見つかるかもしれません。ぜひご参加ください。

▶期日＝8月9日(金)ほか2回開催します。

▶時間＝午後1時30分～3時30分

▶場所＝おおふなぽーと ほか

▶参加申込＝8月8日(木)まで

詳細は、市ホームページまたは男女共同参画室まで問い合わせください。



市ホームページ



健康保険証がマイナンバーカードと一体化します

現行の保険証は今年の12月2日に廃止され、新規発行を終了します。医療機関の受診はマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)の使用を基本とする仕組みに変わります。

■マイナ保険証を使うメリット

- 過去の医療情報の利用で、より良い医療が受けられる
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除される
- 現行の保険証より初診料などが安くなる

■従来の保険証はいつまで使えるの？

12月1日時点で手元にある国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証は、記載されている有効期限まで使用できます(最長で令和7年7月31日まで) ※転出したり、社会保険などに加入した場合は、有効期限内でも使用できなくなるのでご注意ください。

■マイナ保険証を持っていない場合は？

マイナンバーカードを取得していない人や、保険証利用登録していない人には「資格確認書」を交付します。資格確認書を提示すると、現行の保険証と同様に一定の窓口負担で受診できます。

ぜひ、マイナンバーカードの作成と、健康保険証利用を検討ください。

▶問い合わせ先＝国保医療課

国民健康保険…国保年金係(☎内線142、143、144)

後期高齢者医療制度…医療給付係(☎内線145、146)



マイナンバーカード
申請方法



マイナンバーカードの
健康保険証利用



新しい保険証・受給者証を送付します

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証(保険証)および医療費受給者証を更新し、7月中に郵送します。8月1日以降は新しい保険証を使用

してください。

また、有効期限を過ぎた保険証は回収しないので、速やかに破棄してください。

■送付する保険証などの内容

種 類	色	注 意 点	問い合わせ先
国民健康保険 被保険者証 (兼高齢受給者証)	緑	有効期限：令和7年7月31日 ※令和7年7月31日までに70歳になる人 …70歳になる月の末日まで ※令和7年7月31日までに75歳になる人 …75歳になる日の前日まで	国保医療課国保年金係 (☎内線142、143、144)
後期高齢者 医療被保険者証	青	有効期限：令和7年7月31日	
医療費受給者証 (子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦など)	ピンク	更新申請が必要な人(所得不明者など)にはお知らせしていますので、手続きしてください。	国保医療課医療給付係 (☎内線145、146)

■マイナ保険証での受診は「認定証」の提示が不要

外来受診・入院時の一部負担金と食事代の窓口負担が軽減される「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」は、マイナ保険証で受診すると提示が不要です。従来の認定証が必要な場合は、随時、申請を受け付けします。

■寡婦等医療費助成制度の給付額が変わります

8月診療分から、医療費一部負担金から自己負担分(※)を控除した額の3分の2の給付に変わります。

※1 医療機関ごと外来1,500円、入院5,000円
(市民税非課税者は自己負担なし)